

5:11 【主】はモーセにこう告げられた。
 5:12 「イスラエルの子らに告げよ。もし人の妻が道を外して夫の信頼を裏切り、
 5:13 ほかの男が彼女と寝て交わり、そのことが夫の目から隠れていて、彼女が身を汚したことが見つからず、証人もなく、彼女が捕えられないままであるが、
 5:14 妻が身を汚していて、夫にねたみの心が起こり、妻に対して憤る場合、あるいは妻が身を汚していないのに、夫にねたみの心が起こり、妻に対して憤る場合、
 5:15 夫は妻を祭司のところに連れて行き、彼女のために大麦の粉十分の一エパをささげ物として携えて行きなさい。この上に油を注いでも乳香を加えてもいけない。これはねたみのためのささげ物、咎を思い出させる、覚えの分としての穀物のささげ物だからである。
 5:16 祭司は、その女を進み出させ、【主】の前に立たせる。
 5:17 祭司は聖なる水を土の器に取る。そして祭司は幕屋の床にある土のちりを取って、その水に入れる。
 5:18 祭司は女を【主】の前に立たせ、その女の髪の毛を乱れさせて、その両方の手のひらに、覚えの分としての穀物のささげ物、すなわち、ねたみのためのささげ物を置く。一方、祭司の手には、のろいをもたらし苦みの水があるようにする。
 5:19 祭司は女に誓わせて、この女に言う。
 『もし、ほかの男があなたと寝たことがなく、またあなたが夫のもとにあるのに、道ならぬことをして身を汚したことがないなら、あなたは、のろいをもたらしこの苦みの水の害を

受けないように。
 5:20 しかし、もしあなたが夫のもとにあるのに、道ならぬことをして身を汚し、夫以外の男があなたと寝たのであれば——』
 5:21 ここで祭司はその女にのろいの誓いを立てさせて、その女に言う。『【主】があなたのももを痩せ衰えさせ、あなたの腹をふくれさせ、あなたの民のうちにあって、【主】があなたをのろいと非難の的とされるように。
 5:22 また、のろいをもたらしこの水があなたのからだに入って腹をふくれさせ、ももを痩せ衰えさせるように。』そしてその女は、『アーメン、アーメン』と言う。
 5:23 祭司はこののろいを書き物に書き、それを苦みの水の中に洗い落とす。
 5:24 のろいをもたらしこの苦みの水を彼女に飲ませると、のろいをもたらし水が彼女の中に入って、苦くなる。
 5:25 祭司は女の手から、ねたみのためのささげ物を取り、この穀物のささげ物を【主】に向かって揺り動かし、それを祭壇に近づける。
 5:26 祭司は、穀物のささげ物から、覚えの分としてひとつかみを取り、それを祭壇で焼いて煙にする。その後で女に先の水を飲ませる。
 5:27 その水を飲ませたとき、もし、その女が夫の信頼を裏切って身を汚していれば、のろいをもたらし水はその女の中に入って苦くなり、その腹はふくれて、そのももは痩せ衰える。その女はその民の間で、のろいの的となる。
 5:28 しかし、もし女が身を汚しておらず、きよければ、罰を免れて、子を宿すように

なる。
 5:29 これが、ねたみについてのおしえである。女が夫のもとにあるのに、道ならぬことをして身を汚したり、
 5:30 または夫にねたみの心が起こって、自分の妻に対して憤ったりする場合には、その妻を【主】の前に立たせる。そして祭司は彼女にこのおしえのすべてを行う。
 5:31 夫に咎はなく、妻が自分の咎を負うのである。」

汚れた行為が疑われる女性に対する規定です。何か不気味で怖いような祭司の働きですが、しかし罪を犯していない者にとっては何でもないことです。むしろ夫の疑いから守られるのです。

この教えから分るように、人には知られないことでも主は知っておられて、明らかにされます。試されたときに、「害を受けない」でむしろ「子を宿す」ような祝福をいただけるようでありましょう。

①神のみこころは？（信仰のあり方、希望の約束、愛の満ちしなど）

②どんな思いになりましたか？（感情や願いなど）

③生き方にどう適用しますか？（あなたのどの部分を主は扱おうとしておられますか）

④この世にあって何を実践しますか？

